

保健事業に係るQ & A（疑問にお答えして）

保健事業の各種の制度を使用する上における注意等についてお答えします。

Q 1 40歳以上の組合員です。令和7年4月1日付で組合に加入しました。特定健康診査（特定健康診査）は受診できますか。また、保健事業の適用を受けるにはどうしたらよいのですか。

A 当組合では、毎年4月1日以降に当組合に加入された40歳以上の被保険者の方には特定健康診査の受診券は発行していません。その代わりとして、令和8年3月31日に40歳以上の被保険者の方は一般健康診断（集合）を無料で受診することができます。一般健康診断（集合）の受診案内は毎年11月末に発行する組合報でお知らせするとともに、申込書を同封しています。忘れずに受診をお願いします。

なお、令和7年度に健康診断等を受診した場合の保健事業の適用は翌年度の令和8年度からとなります。

Q 2 令和8年2月の誕生日で40歳となります。特定健康診査は40歳になってからでないと受診できませんか。

A 令和7年度中（令和7年4月1日から令和8年3月31日）に40歳になられる方は、40歳の誕生日前であっても令和7年度中に40歳になる方は特定健康診査の対象となりますので受診ができます。受診券は令和7年5月に対象者にお送りしています。なお、特定健康診査受診券は令和7年度に40歳以上の方で令和7年3月31日に当組合の被保険者の方にお送りしています。

Q 3 5月に送られてきた特定健康診査の受診券を使い健康診断を受けましたが、特定健康診査を受けたことを忘れて一般健康診断（集合）も受けてしまいました。どちらも無料ですのでそのままにしておいて、重複受診をしたことを組合に連絡しなくてもよいですか。

A 特定健康診査も一般健康診断（集合）も健診に要した経費は全て組合で負担しています。組合では健康診断の結果を管理しているため、重複受診のチェックも行っています。

しかし、組合に特定健康診査の受診結果が来るのは通常受診後2か月以上経過してからです。場合によっては受診後1年近くたってから組合に受診結果が来ることがあります。このため、一般健康診断（集合）や補助金の申請段階で重複受診の状況を完全に把握することは困難です。

重複して受診をした場合は、特定健康診査を優先します。このため、一般健康診断（集合）は組合が負担した費用額を返還していただきます。また、人間ドック（脳ドックを含む）等の補助金を支給している場合は補助金を返還していただきます。節目健診の場合も同様に補助金を返還していただきます。くれぐれも重複受診が無いように注意してください。

Q 4 都内に住む45歳の被保険者です。人間ドックでオプションとして胃カメラと乳がん検診を受けようと思います。この場合、人間ドックの補助金に加え胃カメラと乳がんを検査したら補助金の額はなるのでしょうか。

A お問い合わせの場合、組合からの補助金は人間ドックの補助金30,000円（都内在住のため）を補助します。さらに、組合が契約している契約人間ドック施設（P29～）で胃カメラや乳がん検診を行なった場合は胃カメラの補助金3,000円、乳がんの補助金3,000円を補助します。ご質問の場合の補助金の合計金額は36,000円となります。

なお、乳がんとともに子宮けいがんの検査を受けても補助金は3,000円です。

Q5 人間ドックを受診しましたが申請をするのを忘れて受診から2か月が過ぎてしまいました。この場合、遅れて申請しても補助金は出ますか。また、健康診断を受診しているため翌年度の保健事業の該当者となりますか。

A 人間ドック等の補助金の申請期間は受診日から2か月以内となっています。ご質問の場合は2か月を過ぎていますので補助金の支給対象とはなりません。

しかし、受診後2ヶ月を経過してしまった場合でも、組合に健診結果の報告がないと翌年度の保健事業の対象者になりません。2か月以上過ぎても翌年度の保健事業を受けられるように健診結果を組合に提出をお願いします。

Q6 一般健康診断（個別）で検査項目をいくつか追加したら合計の受診料が3万円以上になってしまいました。この場合は、一般健康診断（個別）の補助申請（5千円）ではなく、人間ドックの補助申請（3万円）をしてもよいですか。

A 人間ドックの補助申請をする場合は、領収書に人間ドック等の記載が必要です。ご質問の場合は、検査料等の記載になるため人間ドックの補助申請はできません。一般健康診断（個別）で補助申請をお願いします。

Q7 宿泊を伴うツアー旅行に申し込んで旅行をしました。契約保養施設等利用補助を受けようとして宿泊施設で宿泊料金の証明書をもらおうとしたところ、宿泊証明書は発行できるが宿泊料は記載できないといわれてしまいました。この場合、ツアー料金の支払い証明書で宿泊料の代替はできますか。

A 契約保養施設等利用補助は宿泊施設であるホテルや旅館等を利用した場合の補助金です。交通費や観光施設の入園料等に対する補助ではありません。このため、宿泊に要した費用がいくらであるかを記載することが必要となります。

質問者の場合は宿泊料が不明ですので補助金の該当とはなりません。補助対象となるには宿泊料の記載及び宿泊した人の名前、利用日、大人子供の区別が必要となります。

Q8 令和7年6月に組合に子供とともに加入しました42歳の組合員です。子供は保育園児ですがインフルエンザの予防接種費用の補助は受けられますか。また、マスクの配付は受けられますか。

A インフルエンザの予防接種費用の補助は、令和8年3月31日に40歳未満の被保険者は令和6年度に当組合が実施した健康診断の受診の有無にかかわらず補助が受けられます。ご質問の場合のお子様は補助が受けられますので、領収書の原本（コピー不可）とインフルエンザの接種が判るもの（領収書にインフルエンザ予防接種との記載があれば添付不要）を添付してください。なお、区市町村からインフルエンザの接種補助が出ている場合は補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、マスクの配付は配付対象の期日に加入していれば配付の対象となります。ご質問の場合は配付対象者となります。ただし、遡及加入した場合は対象とならない場合があります。

Q9 インフルエンザと新型コロナウイルスの予防接種を同時に受けました。領収書は1枚にインフルエンザと新型コロナウイルスの費用が記載されています。この場合の補助はどうすればよいのでしょうか。

A 複数の予防接種を同時に受け領収書が1枚の場合は、申請時に必ず受けた予防接種の種類ごとに申請を作成して領収書（コピー不可）を添付してください。

なお、領収書の記載がワクチン接種や予防接種等で金額が合計額しかない場合は、診療明細書に個別に種類と金額が乗っていれば領収書と診療明細書を、診療明細書が交付されない場合や接種内容がわからない場合はインフルエンザ予防接種〇〇円、新型コロナウイルス予防接種〇〇円と医療機関で追記してもらってください。

Q10 組合に令和7年9月まで在籍していました元組合員です。令和7年の確定申告をするために医療費控除を行うことを考えていますが、在籍した令和7年1月から9月までの確定申告用の医療費通知をもらえますか。

A 確定申告用の医療費通知は令和7年分は令和8年2月中旬に在籍している組合員について集計、印刷しています。よって、お問い合わせの件につきましては、データの集計、印刷時に組合に在籍していないため発行できませんのでご了承ください。

また、再発行はできませんのでご注意ください。

Q11 確定申告用の医療費通知の受け取り時期が2月下旬頃となるため、確定申告が遅くなっています。もっと早く医療費通知を出すようにできませんか。

A 確定申告用の医療費通知のデータ（レセプトデータ）は12月の医療機関の受診データが2月の中旬ごろにならないと組合に届きません。このため、組合では組合員の方が早く確定申告をできるように急いで作業をしていますが、いくら急いでも組合から各組合員に確定申告の通知を送る時期が2月下旬頃となってしまいますのでご了承ください。

どうしても早く確定申告したい方は、医療機関で発行された領収書での対応をお願いします。

Q12 糖尿病重症化予防の通知が来ました。体に異常がなく普段の生活にも特に不自由をしていないため医療機関の受診は面倒くさくて無視しました。保健事業に何か影響はあるのでしょうか。

A 糖尿病は血糖値と呼ばれる血液中のブドウ糖濃度が適正値よりも高い状態が慢性的に続く病気で、体全身の欠陥や神経に障害が出てきます。糖尿病の3大合併症は、糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経症があります。例えば糖尿病腎症は悪化すると腎臓機能が奪われ人工透析が必要となります。人工透析では年間の医療費が500万円から600万円となり、組合の運営に影響を及ぼします。このため、組合では運営の健全化を図るため、令和6年度から糖尿病の疑いの段階から早期に発見し、治療や生活習慣の改善を目指すこととなりました。

早い時期に改善に取り組み、失明や体の壊死、人工透析などによる生活の質（QOL）の低下を防ぐことが大切です。ぜひ糖尿病重症化予防の指導を受けてください。

Q13 健康診断を受けた結果で組合から特定保健指導の連絡がありました。特定保健指導を受けない場合はどうなりますか。

組合では健康診断の結果に基づいて国の定めた基準で被保険者のメタボの状況を判断します。メタボ状態を放置しておくと糖尿病、心筋梗塞や脳卒中等を発症する可能性が高くなります。このため、組合では早期発見・早期治療のため該当者へ周知し、メタボを改善するために食生活の改善等の指導をSOMPOヘルスサポート㈱に依頼しています。

特定保健指導の該当者が指導を辞退した方又は一時休止をしている方は、食生活の改善については健康状況の改善が見込めないことから健康診断を受けた意義がなくなります。このため、組合では健康診断を受けない被保険者と同等の扱いをすることとしました。この結果、辞退の方又は一時休止中の方は保健事業で対象とならない項目が生じます。